



【意匠制度の概要】

意匠とは、
物品あるいは物品の部分における
形状・模様・色彩に関するデザインをいいます。

なお、物品の部分における形状・模様・色彩には、
物品の操作の用に供される画面デザインも含まれます。

意匠法が保護する意匠



第2条 この法律で「意匠」とは、物品（物品の部分を含む。）の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であつて、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。

意匠の物品性

物品に係るものであること
（有体物である動産）
（認められない例）
×土地建物などの不動産
（プレハブ住宅は可）



×花火



×物品と離れたデザインの
タイプフェイス、アイコン



意匠の形態性

形態を有するものである
こと
（認められない例）
物品自体の形態ではないもの
×ネクタイの結び目

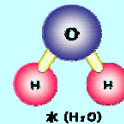


×花のような形態にした
リボン（サービス意匠）



視覚性及び美感性

視覚を通じて美感を起こ
させるものであること
（認められない例）
肉眼では物品の形態を認識で
きないもの
×分子構造



×塩、胡椒、砂糖
（角砂糖は可）



登録することができる意匠

工業上利用できること (3条1項柱書)

(量産できること)

× 自然物を意匠の主体に使用したもので量産できないもの



× 純粋美術の分野に属する著作物



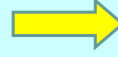
新規性があること (3条1項)

- 基本的に特許と同様
- 同一の意匠のほか、類似する意匠は新規性なし

容易に創作できた意匠でないこと (3条2項)



エッフェル塔



エッフェル塔の置物

意匠登録を受けることができない意匠 (5条)

○ 公序良俗を害するおそれがある意匠

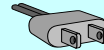


大統領の像をプリントしたシャツ

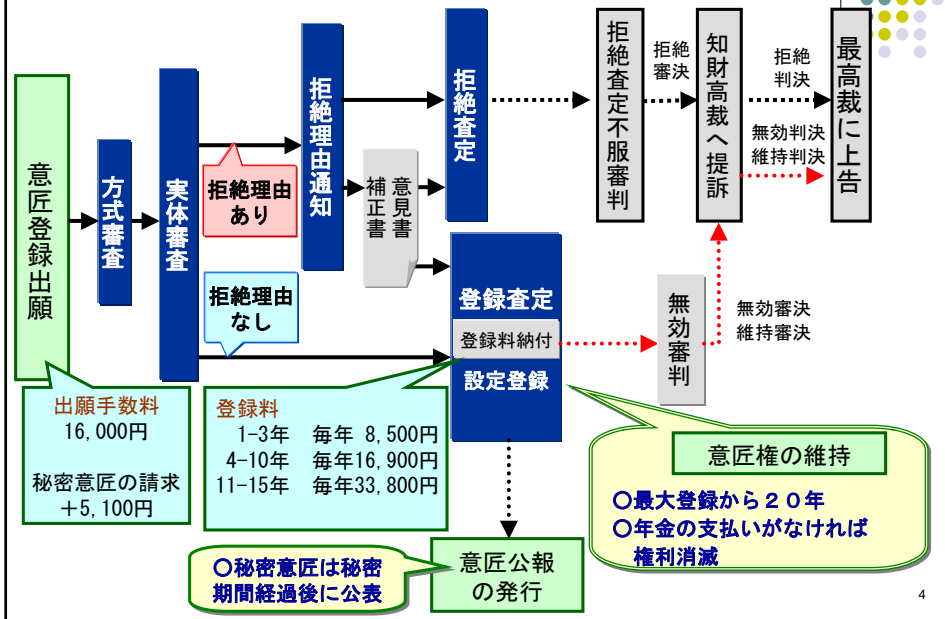
○ 他人の業務に係る物品と混同を生じさせるおそれがある意匠

○ 物品の機能を確保するために不可欠な形状のみからなる意匠

プラグの形状



意匠登録出願の流れ



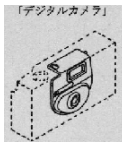
部分意匠・秘密意匠

部分意匠 (8条)

部分意匠は、物品の一部分に独創的な特徴があり、物品全体として出願するとその特徴部分の評価が埋没してしまうような場合に役立つ制度

以前：部品や付属品までが保護対象。
現在：物品の全体から物理的に切り離せない部分も保護対象。

<部分意匠の例>



<解説> この例では、ファインダー付きレンズ部分を意匠登録を受けようとする部分としており、カメラ本体においてファインダー付きレンズ部をどこに配置するかで全体の意匠は変わりますが、特徴的な部分としてファインダー付きレンズ部を部分意匠として出願している例です。

秘密意匠 (14条)

意匠（デザイン）は公表されると模倣されやすい性質を持ち合わせており、製品販売戦略上、発売日まで秘密にしておくことが要請されるデザインの意匠登録出願については、登録後最長3年を限度として、その意匠の内容を意匠公報に掲載せず、秘密にすることができる。

(出願と同時あるいは登録料納付時に請求)

5

組物の意匠・関連意匠

<1意匠1出願の原則>

意匠登録願は、省令で定める物品の区分により意匠ごとにしなければならない(7条)



<解説> 左の図の3つの工具を1つの意匠とすることはできません。1つ1つの工具ごとに登録する必要があります。

組物の意匠 (8条)

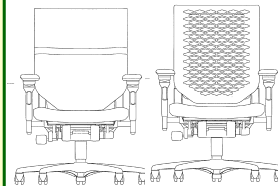
一意匠一出願の例外として、組物全体として統一があるときは、一意匠として意匠登録が可能
(省令で定める56品目)



一組のオーディオセット

関連意匠 (10条)

同時期に創作された多数のバリエーションの意匠について、同一出願人が出願した場合、関連意匠として登録可能 (本意匠の公報発行まで)
関連意匠として登録された意匠も、各々について独自に権利を行使することが可能



本意匠

関連意匠